

手数料の減免について

富山県では、令和6年能登半島地震による被災者の方々に対し、以下の免状や登録証の再交付手数料を減免します。

- ・対象者

令和6年能登半島地震で被災し、免状や登録証を汚損、破損、紛失した方

- ・対象手数料

手数料の名称	減免額（手数料の全額）
火薬類取扱保安責任者免状再交付手数料	2,400円
火薬類製造保安責任者免状（丙種）再交付手数料	2,400円
高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料	2,400円
高圧ガス販売主任者免状再交付手数料	2,400円
液化石油ガス設備士免状再交付手数料	2,300円
電気工事士免状再交付手数料	2,700円
登録電気工事業者登録証再交付手数料	2,200円

- ・減免期間

令和7年3月31日まで

- ・申請手続

再交付に必要なもの（再交付申請書等）に加え、り災証明書または被災証明書の写しを提出してください。

- ・注意点

電気工事士免状再交付手数料の減免について、電子申請では受付できません。書面にて申請を行ってください。

【問い合わせ先】

富山県危機管理局消防課

TEL:076-444-4588

FAX:076-444-3489